

令和6年度 各務原市物価高騰重点支援給付金のご案内

令和6年度住民税均等割非課税世帯に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれの児童）がいる場合は、上記の金額に児童1人あたり2万円を加算します。

支給対象と申請の有無

支給対象

- ① 令和6年12月13日時点で、各務原市に住民登録がある世帯
- ② 世帯員全員が令和6年度住民税均等割が課税されていない世帯
- ③ 世帯員全員が別世帯の住民税課税者の税法上の扶養に入っていない世帯

令和5年度もしくは令和6年度に各務原市から住民税非課税世帯に対する給付金を口座振込で受け取られたことがある世帯

申請は不要

市から、給付金の支給予定日と支給予定口座を記載した「給付のお知らせ」を送付します。

※支給予定口座の変更等がなければ、手続き不要で給付金を受け取れます。

※支給予定口座の変更等があれば、令和7年2月28日（金）までに手続きをお願いします。

左記以外の非課税世帯

※令和6年6月4日以降に各務原市に転入した方がいる世帯 など

申請が必要

各務原市から届く「確認書」に必要事項を記入の上、令和7年5月30日（金）までにご提出ください。

給付金の支給対象になる世帯には、市から確認書が届きます。



詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

① 令和5年度もしくは令和6年度に各務原市から住民税非課税世帯に対する給付金を口座振込で受け取られたことがある世帯

給付金の支給内容や注意事項が記載された「給付のお知らせ」が届きます。
原則手続きは必要ありませんが、口座の変更や辞退のご希望がある場合はお手続きが必要です。
令和7年2月28日(金)までに、給付金窓口等でお手続きをお願いいたします。

② 令和6年6月4日以降に各務原市に転入された方がいる世帯や前回の給付金を口座振込以外で受給した世帯など

対象となる世帯には「確認書」が届きます。必要事項を記入して添付書類と一緒に、
令和7年5月30日(金)までに提出してください。

こども加算について

支給対象となる世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合、児童1人あたり2万円を加算給付します。

※こども加算に関する手続きは不要です。

※迅速な給付金支給を行うため、加算給付に先行して3万円の給付金が振り込まれます。

※給付金の申請後に新たに児童が生まれた場合や、別居している児童を扶養している場合は、追加申請により加算給付の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

各務原市物価高騰重点支援給付金コールセンター（各務原市役所内）

☎058-201-2372 受付時間 8:30~17:15（土日祝日を除く）



各務原市
KAKAMIGAHARA CITY